

京都市立呉竹養護学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月25日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第18号

京都市立呉竹養護学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市立呉竹養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市立呉竹養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立呉竹総合養護学校の管理運営に関する規則

第1条中「京都市立呉竹養護学校」を「京都市立呉竹総合養護学校」に改める。

別記様式中「京都市立呉竹養護学校長」を「京都市立呉竹総合養護学校長」に改める。

(京都市立桃陽養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立桃陽養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立桃陽総合養護学校の管理運営に関する規則

第1条中「京都市立桃陽養護学校」を「京都市立桃陽総合養護学校」に改める。

第3条第2項中「国立京都病院」を「独立行政法人国立病院機構京都医療センター」に改める。

第33条第1項第4号中「国立京都病院」を「独立行政法人国立病院機構京都医療センター」に改める。

別記様式中「京都市立桃陽養護学校長」を「京都市立桃陽総合養護学校長」に改

める。

(京都市立鳴滝養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 京都市立鳴滝養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立鳴滝総合養護学校の管理運営に関する規則

第1条中「京都市立鳴滝養護学校」を「京都市立鳴滝総合養護学校」に改める。

第35条第1項第4号中「国立療養所宇多野病院」を「独立行政法人国立病院機構宇多野病院」に改める。

別記様式中「京都市立鳴滝養護学校長」を「京都市立鳴滝総合養護学校長」に改める。

(京都市立東養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 京都市立東養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立東総合養護学校の管理運営に関する規則

第1条中「京都市立東養護学校」を「京都市立東総合養護学校」に改める。

別記様式中「京都市立東養護学校長」を「京都市立東総合養護学校長」に改める。

(京都市立白河養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 京都市立白河養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立白河総合養護学校の管理運営に関する規則

第1条中「京都市立白河養護学校」を「京都市立白河総合養護学校」に改める。

別記様式中「京都市立白河養護学校長」を「京都市立白河総合養護学校長」に改める。

(京都市立西養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 京都市立西養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立西総合養護学校の管理運営に関する規則

第1条中「京都市立西養護学校」を「京都市立西総合養護学校」に改める。

別記様式中「京都市立西養護学校長」を「京都市立西総合養護学校長」に改める。

(京都市立新設養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第7条 京都市立新設養護学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立北総合養護学校の管理運営に関する規則

第1条中「京都市立新設養護学校」を「京都市立北総合養護学校」に改める。

第3条の見出し中「部科」を「部科等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 小学部、中学部及び高等部の分教室を京都市北区北野紅梅町6番地に存する社会福祉法人聖ヨゼフ会の施設内に置く。

第37条第1項に次の1号を加える。

- (4) 社会福祉法人聖ヨゼフ会聖ヨゼフ整肢園又は社会福祉法人聖ヨゼフ会麦の穂学園に入所している者

別記様式中「京都市立新設養護学校長」を「京都市立北総合養護学校長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部養護育成課)